

(納税者)

住 所

氏名又は名称

殿

税関様式C第 1060 号

納付通知第 号

平成 年 月 日

〔代理人
住 所
氏名又は名称 殿〕

(税関官署の長)

㊞

輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書
(輸入許可前引取承認貨物に係る内国消費税等納付通知書兼用)

関税法第 7 条の 17

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 9 条第 3 項 の規定により下記のとおり通知します。

地方税第 72 条の 100 第 1 項

あなたの申告された次表の税額及び当該税額にかかる延滞税を

記 平成 年 月 日 (納期限) までに同封の納付書により納付して

ください。

輸入 (納税) 申告書の番号 及び輸入 (納税) 申告の年 月 日	輸入許可前引取承認書の番号 及び輸入許可前引取承認の年 月 日	輸入貨物の品名	受入科目	納付すべき税額	法 定 納期限
(1)			関 税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
(2)			関 税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
そ の 他 付記事項					

(注) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

本税の額

×

期間 (日数)

×

延滞税の割合

×

1
—
365

(注) 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位 (1 / 1 ～12/31) で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から 2 月を経過する日まで	納期限の翌日から 2 月を経過する日後
平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの各年の 前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号により定められる商業手形の基準割引率 + 4 %	14. 6 %
平成 26 年 1 月 1 日以後	年「7. 3 %」と「平成 26 年 1 月 1 日以後の各年の特例基準 割合 (前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により 告示された割合 + 1 %) + 1 %」のいずれか低い割合	年「14. 6 %」と「特例基準割合 + 7. 3 %」の いずれか低い割合

(2) 納付すべき本税の額が 10, 000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が 10, 000 円以上であ
って、10, 000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(3) 計算した延滞税の額が 1, 000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1, 000 円以上であ
って、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(4) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算するこ
ととなります。

(5) 上記の税額及び延滞税を納付した場合は、輸入許可前引取承認の際に提出した担保を解除しますから、当税関官署から担保の返還を受け
て下さい。

(規格 A 4)